

令和4年度第1回結城市都市計画審議会

立地適正化計画の素案について

受付期間 自 令和4年11月28日
至 令和4年12月16日

意見	意見の内容	意見に対する市の考え方
No. 1	商店街は街のインフラの一部だと考えていますが、中心市街地の衰退が新型コロナウイルスの影響により激しく加速しているように感じます	中心市街地の商業の衰退は、本市の課題であり、現在の対策の一つとしては空き店舗を活用する事業者に対して補助金の助成等を実施しております。本計画で設定する中心拠点（結城駅周辺・シビックセンターゾーン周辺）は、利便性が高い市街地形成及び都市機能を集積して、拠点性向上を図ります。
No. 2	構想は素晴らしいと思いますが、残された廃墟等はどうなるのでしょうか？	生活環境の保全に著しく有害となる空き家等は、空き家解体費の補助金制度等で解体を促進します。
No. 3	市民の方々から次のような声を聞きます。 ・小田林駅・東結城駅周辺は利便性が高いため、住宅やスーパー等を誘致してほしい。 ・巡回バスの停留所をスーパー付近等の範囲に増設してほしい。 ・南部の地域に車による食品の配達等をしてほしい。 ・鬼怒川沿岸地域は、災害のリスクが高いため、防災訓練の増加や避難所の増設をしてほしい。 ・南部地域の小中一貫校の新設に伴い、小学校（5校）跡地に利便性の高い施設がほしい。	・小田林駅・東結城駅周辺は市街化調整区域（市街化を抑制する区域）であるため、宅地利用と自然環境との調和に配慮して、将来的に必要なに応じて住宅やスーパー等の誘致を検討いたします。 ・巡回バスのルートは、来年度にスーパーへのアクセス性の向上等を目的とした見直しを行う予定です。 ・防災訓練は、効果等を踏まえて、適切な回数を設定いたします。避難所の増設は、防災施設の整備状況、地形等の状況を総合的に踏まえて、検討いたします。 ・小学校（5校）跡地の活用については、南部地域のまちづくりの方針及び公共施設の適正配置に関する方向性を踏まえて、全庁的に検討してまいります。

令和4年度第1回結城市都市計画審議会

No. 4	<ul style="list-style-type: none">・今後、生活利便施設等の立地が見込める庁舎移転跡地を市街地北部の中心拠点として設定すべき。・コミュニティーセンター・公民館は地域単位又は校区単位に基づき、各地域での立地を図り、既存の施設を利用する方法を考えるべき。・保育児童が遊ぶ施設は十分だが、小学生が対象の施設が不十分。・管理されている空き家・空き地は、若い人の住居等に利用してはどうか。・公共交通の更なる充実が必要。公共交通の充実は車の運転が困難な高齢者の生活利便性や外出機会の低下等の影響がある。	<ul style="list-style-type: none">・中心拠点については、市街地北部・南部の一体性を考慮して、区域を設定しております。現在検討中の庁舎移転跡地の利活用の方針を踏まえて、この方針が決まり次第、拠点の見直しも併せて検討いたします。・コミュニティーセンター・公民館については、既存の施設の長寿命化や維持修繕によって、適切な管理を図ります。・小学生に対しては、放課後児童クラブ等で適切な遊びと生活の場を提供しております。施設の新設はニーズに基づき検討いたします。・空き家バンク等の活用を検討して、良好な居住環境の提供を図ります。・令和4年9月1日から高齢者タクシーの実証実験を行っており、今後も公共交通の更なる充実を図ります。
-------	---	---